

地方独立行政法人の定款及び評価委員会条例について

1 要旨・目的

昨年9月に策定した「高度医療・人材育成拠点基本計画」を踏まえ、令和7年4月の地方独立行政法人（以下「法人」という。）の設立に向けて、法人の定款（案）及び評価委員会条例（案）を令和6年2月定例会へ上程する。

2 現状・背景

令和4年11月、有識者で構成する「高度医療・人材育成拠点の運営形態のあり方検討会」からの提言を受け、令和5年9月に策定した「高度医療・人材育成拠点基本計画」において、令和7年4月に地方独立行政法人を設立し、県立広島病院、県立安芸津病院、JR広島病院の3病院を一体的に運営することを盛り込んだ。

【地方独立行政法人のメリット】

- ・政策医療の実施を担保することができること。
- ・予算執行、定数管理、給与制度等において柔軟な対応が可能であること。
- ・持続可能な病院経営のための仕組みが担保されていること。

3 概要

（1）対象者

県民、医療関係者等

（2）定款（案）について

ア 定款とは

法人の目的、名称、組織、業務など基本的事項を定めたもの。

イ 制定理由

地方独立行政法人法^{※1}（以下「法」という。）の規定により、県立病院の設置及び運営を行う法人を設立するため、定款を定める。

※1 第七条：地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

ウ 定款（案）の構成

定款記載事項や法人を運営するに当たり必要となる基本的事項を記載

【定款記載事項（法定）】

目的、名称、設立団体、事務所の所在地、法人の種別（特定・一般）、役員の定数・任期、業務の範囲・執行、資本金・出資・資産、公告の方法、解散に伴う残余財産の帰属

【基本的事項（任意）】

職員の任命、理事会の運営（設置、構成、招集、議事、議決）、病院の名称・所在地、災害等の緊急事態への対処 等

エ 定款（案）の概要

項目	内容
法人の目的 （第一条）	・「医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、県の医療政策として求められる救急医療、高度・専門医療等の提供及び医師の派遣等を通じた地域医療の充実に向けた取組を推進し、医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的」と規定
法人の名称 （第二条）	・設立団体を明確にするため、「地方独立行政法人広島県立病院機構」と規定
定数 （第七条）	・「理事長一人、副理事長二人以内、理事七人以内及び監事二人以内」と規定
役員の内任期 （第十条）	<ul style="list-style-type: none"> ・新病院の開院前後で法人の目指す方向が大きく変わることから、開院時期を区切りとして中期目標の期間を5年と想定し、中期目標との整合性を図るため、理事長の内任期は「五年」と規定 ・副理事長・監事については、それぞれの役割を踏まえ、理事長の内任期に対応するものとし、副理事長の内任期は「五年」、監事の内任期は「理事長の内任期に対応するもの」と規定 ・理事については、理事長の内任期を超えない範囲で定めるものとし、他団体の事例を踏まえ、「二年」と規定
病院の名称 （第十六条）	<ul style="list-style-type: none"> ・県立広島病院・県立安芸津病院は、現行の名称が広く県民に親しまれていることから変更しない。 ・新たに運営するJR広島病院については、施設の位置づけの明確化を図るため、名称に「県立」を付けることとし、地名・場所など県民のわかりやすさを考慮し、「県立二葉の里病院」と規定
業務の範囲 （第十七条）	・「医療の提供、医療に関する調査・研究、医療従事者の研修・育成、医療に関する地域への支援、災害等の緊急事態への対処」などを規定
資本金等 （第二十条）	・「県からの出資に係る財産（土地・建物）」を規定

（3）評価委員会条例（案）について

ア 制定理由

法^{※2}の規定に基づき、法人の業務実績に関する評価等を行うため、評価委員会を設置するとともに、評価委員会の所掌事務など必要な事項を定める。

※2 第十一条第一項：設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置く。

第十一条第二項第六号：その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第十一条第四項：評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

イ 条例（案）の構成

評価委員会を運営するにあたり必要となる基本的事項を規定

【基本的事項】

趣旨、所掌事務、組織、委員の内任期、委員長、会議

ウ 条例（案）の概要

項目	内容
所掌事務 （第二条）	・法の規定によりその権限に属させられた事項 ^{※3} に加え、持続可能な病院経営の実現に向けた実効性を高めるため、「中期計画の認可・変更、各事業年度の業務実績の評価」を規定
組織 （第三条）	・委員数を「七人以内」と規定 ・所掌事務を踏まえ、委員の任命要件を「医療又は経営に関し優れた識見を有する者」と規定
委員の任期 （第四条）	・他団体の事例を踏まえ、「二年」と規定

※3 定款の変更（法人の種別（特定（公務員型）・一般（非公務員型））、中期目標の作成・変更、中期目標の期間終了時に見込まれる業務実績の評価、中期目標の期間終了時の検討（業務の継続の必要性など）、出資等に係る不要財産の納付、重要な財産の処分など

（4）その他（広島県HP掲載）

高度医療・人材育成拠点の整備について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/276/koudoiryou-jinzaiikuseikyoten.html>

（※高度医療・人材育成拠点基本計画や基本構想、各種会議資料などを掲載）



県議会、知事、評価委員会の関係について

県議会

- ②中期目標の議決(§25③)
- ⑤中期計画認可の議決(§83③)
- 定款の制定・変更の議決(§7・8②)
- 役員等の損害賠償責任の免除(§19の2③)
- 出資等に係る不要財産の納付の議決(§42の2⑤)
- 重要な財産を譲渡又は担保に供することを知事が認可する際の意見(§44②)
- 設立団体の数の減少させる定款の変更を行う場合の財産の処分を行う際の議決(§67③)

不採算医療等に係る運営費負担金の予算案の議決

知事⇒県議会

- ⑬各事業年度における業務実績の評価結果の報告(§28⑤)

知事

知事⇒法人

- ③中期目標の指示・公表(§25①)
- ⑥中期計画の認可(§26①)
- ⑧中期計画の変更命令(§26③)
- ⑪各事業年度の業務の実績に関する評価(§28①)
- ⑫評価結果の通知・公表、業務運営の改善命令(§28⑤・⑥)
- ⑮財務諸表の承認(§34①)
- ⑯中期目標の期間の終了時の検討結果を踏まえた所要の措置・公表(§30①・③)
- 業務方法書の認可(§22①)
- 出資等に係る不要財産の納付の認可(§42の2①)

法人⇒知事

- ④中期目標に基づき中期計画を作成(§26①)
- ⑦中期計画の公表(§26④)
- ⑨各事業年度に係る業務報告書の提出・公表(§28②)
- ⑭財務諸表の提出(§34①)
- ⑰財務諸表の公告(§34③)
- ⑲評価結果の中期計画等への反映、評価結果の反映状況の公表(§29)
- 年度計画の作成・届出・公表(§27①)
- 業務方法書の作成・公表(§22①・③)
- 出資等に係る不要財産の納付(§42の2①)

評価委員会の業務

【知事への意見】

- ・知事への意見の公表(§11③)
- ・知事が中期目標を定め、又は変更する際の意見(§25③)
- ・中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価(§28④)
- ・中期目標の期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見(§30②)
- ・出資等に係る不要財産を納付することを知事が認可する際の意見(§42の2⑤)
- ・重要な財産を譲渡又は担保に供することを知事が認可する際の意見(§44②)
- ・役員の報酬等の支給基準に係る意見の申出(§56①)
- 定款に規定している法人の種別の変更の際の意見(§8④)
- 設立団体の数の減少させる定款の変更を行う場合の財産の処分を行う際の意見(§67②)

評価委員会

<§11①>

評価委員会⇒知事

- ①知事が中期目標を定め、又は変更する際の意見(§25③)
- ⑩中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価(§28④)
- ⑰中期目標の期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見(§30②)
- 出資等に係る不要財産を納付することを知事が認可する際の意見(§42の2⑤)
- 重要な財産を譲渡又は担保に供することを知事が認可する際の意見(§44②)
- 役員の報酬等の支給基準に係る意見の申出(§56①)

評価結果の活用

法人業務改善の指針
次期中期目標・計画への反映

地方独立行政法人

(案)

地方独立行政法人広島県立病院機構定款

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 組織及び業務

第一節 役員及び職員（第七条—第十一条）

第二節 理事会（第十二条—第十五条）

第三節 業務の範囲及びその執行（第十六条—第十九条）

第三章 資本金等（第二十条・第二十一条）

第四章 委任（第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、県の医療政策として求められる救急医療、高度・専門医療等の提供及び医師の派遣等を通じた地域医療の充実に向けた取組を推進し、医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第二条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第三条 法人の設立団体は、広島県とする。

（事務所の所在地）

第四条 法人は、事務所を広島市に置く。

（法人の種別）

第五条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第六条 法人の公告は、広島県報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で広島県報に登載して公告することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

第二章 組織及び業務

第一節 役員及び職員

（定数）

第七条 法人に、役員として、理事長一人、副理事長二人以内、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

（職務及び権限）

第八条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、

理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は広島県の規則（法第十三条第四項に基づき広島県が定める規則をいう。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 6 監事は、いつでも役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7 監事は、法人が次に掲げる書類を広島県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - 一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第十三条第六項第一号に規定する総務省令で定める書類
 - 二 その他の広島県の規則（法第十三条第六項第二号に基づき広島県が定める規則をいう。）で定める書類
- 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第九條 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第十條 理事長及び副理事長の内期は五年とし、理事の内期は二年とする。

- 2 監事の内期は、理事長の内期に対応するものとし、任命の日から、理事長の内期（補欠の理事長の内期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第三十四条第一項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 3 補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

（職員の内命等）

第十一條 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第二節 理事会

（設置及び構成）

第十二條 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事で構成する。

（招集）

第十三條 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事の三分の一以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第十四條 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。

- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(議決事項)

第十五条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- 一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- 二 年度計画に関する事項
- 三 予算の作成及び決算に関する事項
- 四 診療科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第三節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第十六条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所 在 地
県立広島病院	広島市
県立安芸津病院	東広島市
県立二葉の里病院	広島市

(業務の範囲)

第十七条 法人は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 医療を提供すること。
 - 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - 三 医療に従事する者の研修及び育成を行うこと。
 - 四 医療に関する地域への支援を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態（以下「災害等の緊急事態」という。）に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。
- 3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

(業務の運営)

第十八条 法人は、中期目標や中期計画の審議の場に加え、運営費負担金に係る審議の場や各事業年度の業務実績評価報告の場において、県民の代表である県議会への説明責任を果たすべく、知事に対し丁寧な説明を行う。

(業務方法書)

第十九条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第三章 資本金等

(資本金等)

第二十条 法人の資本金の額は、法第六十六条の二第一項の規定により広島県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、広島県が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として広島県が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第四十二条の二第一項又は第二項の規定により広島県からの出資に係る不要財産を広島県に納付した場合は、法人は同条第四項の規定により資本金を減少するものとする。

2 広島県からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第二十一条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを広島県に帰属させる。

第四章 委任

(委任)

第二十二条 法人の運営に関し、必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第二十条関係）

一 土地

所 在 地	地 積 (m ²)
広島市南区字品神田一丁目四六四番七	三三・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四六四番一〇	二七七・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四六五番三	三六六・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四六六番三	四八二・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四六七番三	四九九・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四六八番三	六五一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四六九番三	六五一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七〇番三	六五一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七一番三	六五一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七二番三	六五一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七三番三	六四七・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七四番三	六五一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七五番三	六五一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七六番七	六四七・〇〇
広島市南区字品神田一丁目四七七番三	一九一・七三
広島市南区字品神田一丁目四七八番三	六四七・九三
広島市南区字品神田一丁目四七九番三	六五一・二三
広島市南区字品神田一丁目四八〇番三	六五一・二三
広島市南区字品神田一丁目四八一番三	六四七・九三
広島市南区字品神田一丁目四八二番三	五一五・七〇
広島市南区字品神田一丁目四八二番一三	二三・一四
広島市南区字品神田一丁目四八三番一一	九二・五六
広島市南区字品神田一丁目四八四番一二	七二・七二
広島市南区字品神田一丁目四七七番七	四五九・〇〇
広島市南区字品神田一丁目六九三番二	三八〇・〇〇
広島市南区字品神田一丁目六九四番二	四六六・〇〇
広島市南区字品神田一丁目六九五番一	九四二・〇〇
広島市南区字品神田一丁目六九六番一	九六一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目六九七番一	九六一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目六九八番一	六九一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目六九九番一	九六一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目七〇〇番一	九六一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目七〇一番一	九六一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目七〇二番一	九六一・〇〇

広島市南区字品神田一丁目七〇三番一	六九一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目七〇四番一	九六一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目七〇五番一	九六一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目七〇六番一	一、三八一・〇〇
広島市南区字品神田一丁目七〇六番二	八六六・〇〇
広島市南区字品東一丁目九二五番一	四一七・〇〇
広島市南区字品東一丁目九二六番一	七〇〇・〇〇
広島市南区字品東一丁目九二七番一	五五八・〇〇
広島市南区字品御幸二丁目四一八番四	二、六八二・七〇
広島市南区字品神田二丁目六六七番二三	三三七・〇四
広島市南区字品神田二丁目六六七番三五	一五四・五三
東広島市安芸津町三津字中河原四三八一番一	二、一三五・四〇
東広島市安芸津町三津字中河原四三八三番一	五〇二・〇〇
東広島市安芸津町三津字中河原四三八三番二	四九四・〇〇
東広島市安芸津町三津字中河原四三八八番	二、六四〇・六〇
東広島市安芸津町三津字上河原四三七五番一四	三二四・八一
東広島市安芸津町三津字東石指四六七九番五	四四三・七一
東広島市安芸津町三津字東石指四六七七番七	一七四・六一
東広島市安芸津町三津字竜王四四九九番一	三九四・六四
東広島市安芸津町風早字新開三一六五番二	一、〇二一・三八

二 建物

病院名	所在地	施設名称	延床面積 (㎡)
県立広島病院	広島市南区字品神田一丁目	中央棟	五三、七五六・三四
		南棟	
		東棟	
		渡り廊下	
		北棟	四、三五七・五九
		管理棟	二、七八二・八五
		新東棟	四、二九三・九六
		臨時診察室	六四・四六
		保育所	三三四・四〇
		ボンベ庫	五・九五
		車庫	六五・八二
		ポンプ室	一七・〇〇
		ガバナー室	四〇・二九
ゴミ置場	一五・一八		

		守衛室	二・七〇
	広島市南区宇品神田二丁目	看護師宿舎	六三四・五六
	広島市南区宇品御幸二丁目	医療従事者宿舎	二、三六五・八六
県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津	新棟	一一、二四七・八〇
		本館	
		車庫	六四・三五
		ゴミ置場	二四・七〇
		院長公舎	八三・八一
		医師公舎 1 号	三二九・〇一
		倉庫	一八・七二
		医師公舎 2 号	二一七・一七
		医師公舎 3 号	三六九・三九
		東広島市安芸津町風早	職員公舎

(案)

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第二項第六号及び第四項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項の規定による中期計画又はその変更に係る認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項の規定による毎事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価について知事に意見を述べること。
- 三 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者その他適当と知事が認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初の会議は、知事が招集する。